

平成26年6月25日

社会保障審議会介護給付費分科会  
分科会長 田中 滋 殿

## ケアマネジメントについての議論にあたって

社会保障審議会介護給付費分科会 委員  
鷲見 よしみ  
(一般社団法人日本介護支援専門員協会会長)

介護保険制度の理念である利用者の自立支援に資するケアマネジメントを推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、その中核を担う介護支援専門員の質の向上は、かねてより指摘されているところです。この指摘については、平成24年度介護報酬改定における審議報告において、「介護報酬における対応に加えて、より根本的なケアマネジメントのあり方について検討し、必要な対応を図るべきである」とされたことを受け、別途設置された「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会」での議論を経て、意見の取りまとめ（中間的な整理）が行われました。

介護支援専門員の養成・研修科目については見直しが行われ、施行に向けてガイドライン策定等の準備が進められています。新研修科目に盛り込まれた内容は、義務として位置付けるために必要最小限となったことを真摯に受け止め、私ども介護支援専門員は、一層自己研鑽に励みスキルアップを図ってまいります。

社会保障審議会介護給付費分科会において、ケアマネジメントに関する論点及び、この先、具体的な基準・報酬についての議論をするにあたっては、同検討会の取りまとめを尊重するとともに、今一度、次の点を踏まえて検討いただくことをお願いいたします。

1. ケアマネジメントは、専門職である介護支援専門員が行うべきである。
2. 居宅介護支援事業所の約9割が併設事業所であることを踏まえ、介護支援専門員がおかれている環境、つまり事業所・施設の経営上の課題解決も必要である。
3. そのうえで、介護支援専門員が公正中立を保てる仕組みの構築が必要である。

なお、本日示された主な論点も踏まえ、都道府県支部を通じて全国の介護支援専門員から基準・報酬に関する声を集約し、各論の議論に向けて改めて具申をいたします。

以上